

海外留学ガイドブック 2025

目 次

海外留学を考えている皆さんへ	2
協定海外留学制度の魅力	3
1 女子美の海外留学システム	4
2 協定海外留学	
2-1 協定海外留学とは	5
2-2 出願資格	6
2-3 募集日程	6-7
2-4 協定海外留学の流れ	8
2-5 募集協定大学	9-15
2-6 出願申請	16
2-7 学内選考	16
2-8 協定大学への出願	17
2-9 本学の学費	17
2-10 協定大学の学費	17
2-11 費用	17
2-12 奨学金	17
3 認定海外留学	
3-1 認定海外留学とは	18
3-2 出願資格	19
3-3 出願申請	19
3-4 認定海外留学の流れ	20
3-5 費用	20
3-6 本学の学費	20
3-7 学費減免	21
3-8 奨学金	21
4 休学して留学する	22
5 海外研修	
5-1 海外サマー・スクール(夏期・イギリス)	22
5-2 海外スプリング・スクール(春期・アメリカ)	23
5-3 ミラノ夏期研修(夏期・イタリア)	23
6 履修登録	24
7 単位修得・単位認定	24
8 履修上の特別措置	25
9 語学学習サポート	
9-1 e ラーニング	26
9-2 TOEFL 模擬試験	26
9-3 英語プレゼン研修	27
10 海外留学・ポートフォリオセッション	27
11 海外留学 Q&A	28-29
12 海外留学情報団体一覧	29-31
13 国際センター紹介	32
14 海外留学に関する各種規程	33-37

海外留学を考えている皆さんへ

21 世紀に生きている私たちは、いつでも、どこでも多くの情報を与えてくれるデバイスをポケットの中に持ち歩いています。昭和の時代に生まれ育ってきた私も、今ではすっかりその習慣が身につき、いまや片時もデバイスが手放せない存在となりました。でも、時々ふと思います。このポケットからいつでも引き出せる情報は、本当のことなのか？自分にとって大切なことなのか？と。その疑問が頭に浮かぶ度に思い出すのが、『ふしぎなポケット』（作詞：まどみちお、作曲：渡辺茂）という童謡です。私は、自分のポケットにあるスマートフォンを手に取りながら、この童謡と、自分の想像世界を思い、時々、苦笑いをしてしまうのです。

そのふしぎなポケットにはビスケットが1枚入っていて、ポケットを叩く度に、2枚、そして3枚と、叩く度にビスケットが増えていく。そんなふしぎなポケットが欲しい、という歌。みなさんも小さな頃に歌ったでしょうか？でも、現実の世界では、1枚で美味しく食べることができていたはずのビスケットは叩く度にどんどん割れて、最後には粉々になって、食べることもできなくなってしまいます。「なんだ、夢がなくなっちゃうじゃない！」と、私の想像は意地悪に聞こえるかもしれません。けれども、まほうのポケットから出てきたビスケットは、本当に美味しいのでしょうか？樂をして、手に入れたものは、きっと簡単に忘れたり、手放したりしてしまうでしょう。ポケットの中のたった1枚のビスケットを、大切にひとくち、ひとくち齧り、味わう経験は、きっと忘れられない素敵な体験になるはずです。さらに言えば、そのビスケットは、お母さんの手作りだろうか。コンビニエンスストアで買ってきたものだろうか。はじめて自分が焼いたビスケットだとしたら、どんな味がするだろう。粉まみれになり、黒焦げに出来上がったとしても、大切な1枚になるはず。そしてその大切な1枚は、大切な誰かのための「ギフト」にもなるでしょう。

前置きが長くなりました。今、私が伝えたいこと。それは、自分の目で見て、足で歩き、遠くまでたどり着いて得た経験は、自分だけの「真実」そして「かけがえのない宝物」になる、ということです。世界には多様な文化、言語、習慣があり、そのひとつひとつが、かけがえのないピースになって、世界をつくっています。もちろん人間だけではなく、自然環境、動植物もそうです。TV、Web、SNSで毎日届く情報。誰かが言葉にし、誰かが撮影した写真や動画が溢れています。それは「事実」かもしれない。「フェイク」かもしれない。でも、あなた自身が、その身体というメディアを通して見たこと、経験してきたことは、誰にも奪うことのない「たったひとつの真実」になる。みなさんがこれから学ぼうとするアートとは、まさしく、世界でたったひとつの真実を追求する行為だと、私は考えています。

ぜひ、この大切な学生生活の間に、女子美術大学のさまざまな国際プログラムを活用し、一步、その足を踏み出し、世界の多様な価値を知り、経験の場を広げ、多くの可能性を追求して欲しいと願っています。

女子美術大学
女子美術大学短期大学部
国際交流担当部長
日沼 禎子
(大学芸術学部教授)

■協定海外留学制度の魅力

女子美が提携をしている協定大学の授業が現地で受けられる、とても魅力的な制度です。もし、個人で海外留学をする場合、現地の学生と同様に試験を受け、合格する必要があります。その場合、ネイティブレベルの語学力が必要になります。また、海外留学に関わる、すべての手続きを自身で行う必要があります。

この協定海外留学制度は、女子美学内での選考試験はありますが、個人で留学する方法よりも、ハードルが低い設定になっており、やる気と行動力があれば、ネイティブレベルの語学力がなくても、現地の大学で授業を受けることが可能となります。そして、留学先で修得した単位は、本学の卒業（修了）要件単位として認定してもらうことができるのも魅力です！

また、費用の面でも、個人で行く場合、現地大学の授業料や生活費など多額の資金が必要になります。海外留学 ＝ 費用的に負担が大きい のが現実です。

そのため、費用の面で海外留学を諦めてしまう学生も多いかと思います。

しかし、この協定海外留学制度を利用する場合、現地の大学での授業料は女子美での授業料でカバーされるため、現地で必要な生活費・渡航にかかる費用のみで海外留学が可能となります。また、女子美海外留学奨学金（※1）を利用できるため、負担額も抑えられます。

例えば、ラフバラ大学（イギリス）の場合、寮費（食事付き）が月10万円位ですので、長期休業期間中にアルバイトなどで貯めた資金で行くことも不可能ではありません。

（※2）

海外留学に少しでも興味がある方！

女子美は、そんな皆さんを全力でサポートします！！

まずは、女子美の 協定海外留学制度 の利用を考えてみませんか？
新しい世界を見ることで、視野が広がり、可能性が広がるチャンスです☆

※1 詳細金額は奨学金（P. 21）を参照

※2 協定大学により金額は多少変わります

1 女子美の海外留学システム

休学せずに留学する	
■協定海外留学（P. 5） 協定海外留学とは、本学の学術交流協定大学に学生を派遣するプログラムによる留学です。プログラムには3種類あり、ショートプログラム（4～9 週間）、1 セメスター、1 年になります。1 セメスターでは留学先の授業科目を1 学期間、1 年では2 学期間、履修します。修得した単位は本学の卒業（修了）要件単位として認定することができます。留学期間の本学での学籍は「留学」となり、本学の在学期間に算入されるため、留学年次によっては、卒業（修了）要件単位を充足した場合、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能です。 ショートプログラム（一部の大学のみ可能）では春期休業期間内に留学先の授業科目を履修し、本学授業科目「国際留学/芸術プログラム」の単位修得を申請できます。 協定海外留学生になるためには、出願資格を満たし、学内選考（書類審査、外国語審査、面接）に合格しなければなりません。	■認定海外留学（P. 18） 認定海外留学とは、学生が自ら留学先を見つけて入学許可を得て、その留学先を「認定留学先大学」として本学に申請し、本学の許可を得て留学することを言います。許可された場合、協定海外留学と同様のメリットを受けることができます。つまり、留学先で修得した単位を本学の卒業（修了）要件単位として認定することができます。また、留学期間の本学での学籍は「留学」となり、本学の在学期間に算入されます。留学年次によっては、卒業（修了）要件単位を充足した場合、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能です。 認定海外留学生になるためには、出願資格を満たし、学内審査（留学先の適格審査、書類審査、面接、単位認定可能科目の仮指定）を経なければなりません。
■休学して留学する（P. 22） 休学して留学することができます。協定海外留学や認定海外留学とは異なり、様々な制約を受けずに自分が好きな大学・機関のプログラムに留学できますので、自由な生活スタイルを設計できるメリットがあります。この場合、本学に休学願を提出して、休学許可を得なければなりません。休学して留学すると、留学期間は在学期間に算入されませんので、所定の修業年限で卒業（修了）することはできません。また、単位認定は一切認められません。休学の手続きについては、『女子美手帖』を参照して下さい。	■海外研修（P. 22～23） ☐ 海外サマー・スクール ☐ ミラノ夏期研修 ☐ 海外スプリング・スクール 夏期休業期間内または春期休業期間内の約1 ヶ月間を利用して、美術・デザイン実技、英会話研修、文化小旅行で構成される海外サマー・スクール（イギリス）と海外スプリング・スクール（アメリカ）を実施します。また、夏期休業期間内の10 日間を利用して、デザイン事務所でのデザイン研修と、ミラノを中心としたカルチャーツアーで構成されるミラノ研修を実施します。現地では通訳つきのプログラムが中心となりますので高い英語力がなくても参加可能です。

海外留学システム別のおもな違い

	学籍「留学」		学籍「休学」	海 外 研 修
	協定海外留学	認定海外留学	休学して留学する	
留学期間	(ショート) 4～9 週間 (1 セメスター) 1 学期間 (1 年) 2 学期間	4 ヶ月～1 年	6 ヶ月 または 1 年	夏期休業期間中 または 春期休業期間中
留学期間の在学期間 への算入	(ショート) — (1 セメスター) あり (1 年) あり	あり	なし	—
単位修得・ 単位認定	申請できる (※1)	申請できる (※1)	申請できない	申請できる (※1)
学内選考・ 学内審査	あり	あり	なし	一部あり (※3)
本学の学費 (※4)	全額納入	減額納入 (※5)	減額納入 (※6)	—
留学先の授業料	免除	全額納入	全額納入	全額納入(ミラノ夏 期研修を除く) (※2)
学内奨学金	あり	あり (授業料減免者を除く)	—	—
事務手続き窓口	国際センター	国際センター	教育支援センター	国際センター

(※1) 詳細は 24 ページを参照して下さい。

(※2) ミラノ夏期研修は詳細 23 ページを参照して下さい。

(※3) 提出書類および面接による選考で参加者を決定します。

(※4) 学費とは、授業料、実習料、施設設備料を言います。

(※5) 年間 4 名までは留学期間の学費から在籍料(授業料相当額の 4 分の 1)を除いた金額が減免される制度があります。

(※6) 授業料相当額の 4 分の 1 を徴収します。実習料、施設設備料は徴収しません。

2 協定海外留学

2-1 協定海外留学とは

協定海外留学とは、本学の学術交流協定大学（以下、協定大学という）に学生を派遣するプログラムによる留学です。協定大学で学習し、美術・デザイン、文化、言語等の分野における相互理解を深めることを目的とした、ショートプログラム（一部の大学のみ）、1 セメスター、1 年、の 3 種類があります。ショートプログラムでは、春期休業期間内に留学先の正規授業科目を延べ 60～90 時間履修します。本学授業科目「国際留学/芸術プログラム」（2 単位、芸術学部及び短期大学部の開設科目）または「海外芸術プログラム」（2 単位、大学院博士前期課程の開設科目）の単位修得を申請できます。また、1 セメスターでは、留学先の正規授業科目を 1 学期間、1 年では 2 学期間、履修します。留学先で修得した単位を本学の卒業（修了）要件単位として認定することができます。また、留学期間の本学での学籍は「留学」となり、本学の在学期間に算入されます。留学年次によっては、卒業（修了）要件単位を充足した場合、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能です。

協定海外留学生になるためには、出願資格を満たし、一次選考（書類審査、外国語審査、面接）に合格しなければなりません。その後、指定された出願書類を志望協定大学へ提出して審査を受け、入学許可を得て、最終的に留学が確定します。

2-2 出願資格

	大学院博士前期課程 博士後期課程	大学（芸術学部）	短期大学部
1 セメスター 1 年 プログラム	①当該課程に 1 学期以上在学し、留学期間の前までに原則として 4 単位以上を修得していること。ただし本学芸術学部を卒業した者については当該課程での在学期間を問わないものとする。 ②通算累計 GPA が 3.0 以上であること。	①当該課程に 1 学期以上在学し、留学期間の前までに原則として 31 単位以上を修得していること。 ②通算累計 GPA が 2.3 以上であること。	①当該課程に 1 学期以上在学し、留学期間の前までに原則として 31 単位以上を修得していること。 ②通算累計 GPA が 2.3 以上であること。
	③身体的・精神的に健康な状態であること。 ④保証人の同意が得られること。 ⑤志望協定大学の募集条件を満たすこと。 ⑥留学後、本学にて学業を継続し学位を取得する意思があること。		
ショート プログラム	全学年共通		
	①身体的・精神的に健康な状態であること。 ②保証人の同意が得られること。 ③志望協定大学の募集条件を満たすこと。		

2-3 募集日程

	前期募集	
	ショートプログラム （一部の大学のみ）	1 セメスター / 1 年 プログラム
留学期間	2026 年 1～3 月から 4～9 週間	2026 年 1～3 月から 1 学期間 / 2 学期間
留学国	【アジア】中国 台湾 韓国 インドネシア タイ 【欧州】イギリス オーストリア ドイツ イタリア フランス チェコ ※協定校によっては 1 セメスター / 1 年のみの募集になります。	
募集説明会(海外留学ガイダンス)	2025 年 4 月 24 日（木）18:20～ ※オンラインでの実施を予定しております。	
出願期間	2025 年 4 月 25 日（金）～5 月 30 日（金） ※出願には外国語能力を示す証明書の提出が必要です。 5 月に学内で実施する TOEFL 模擬試験のスコアを利用する方は、 4 月 28 日（月）までに受験申込書を提出して下さい。	
一次選考（学内） （書類審査、外国語審査、面接）	2025 年 6 月上旬～下旬	
一次選考発表	2025 年 7 月中旬	
志望協定大学への出願書類提出	2025 年 9 月下旬以降	
二次選考（志望協定大学）	2025 年 10 月～11 月	
派遣確定	2025 年 11 月～12 月	

	後期募集
	1 セメスター / 1 年 プログラム
留学期間	2026 年 8～9 月から 1 学期間 / 2 学期間
留学国	【アジア】中国 台湾 韓国 インドネシア タイ 【欧州】イギリス フィンランド オーストリア ドイツ イタリア フランス チェコ 【北米】カナダ
募集説明会(海外留学ガイダンス)	2025 年 10 月 15 日（水）16:40～ ※オンラインでの実施を予定しております。
出願期間	2025 年 10 月 16（木）～12 月 12 日（金） ※出願には外国語能力を示す証明書の提出が必要です。 11 月に学内で実施する TOEFL 模擬試験のスコアを利用する方は、 11 月 4 日（火）までに受験申込書を提出して下さい。
一次選考（学内） （書類審査、外国語審査、面接）	2025 年 12 月下旬～2026 年 1 月中旬
一次選考発表	2026 年 2 月中旬
志望協定大学への出願書類提出	2026 年 4 月上旬
二次選考（志望協定大学）	2026 年 5 月～7 月
派遣確定	2026 年 7 月～8 月

- ・留学期間は協定大学との協議により本学が定めます。上記日程の正確な時期は必ず国際センターで確認して下さい。
- ・卒業・修了年次の前期および後期の留学は研究室の許可が必要です。
- ・アメリカの協定大学（スクール・オブ・ヴィジュアル・アーツ）、イギリスの協定大学（バーミンガム・シティ大学）、オーストラリアの協定大学（グリフィス大学クイーンズランド・カレッジ・オブ・アート）、中国の協定大学（上海交通大学）とは協定海外留学は実施していません。
- ・協定大学の都合や世界情勢の変動により、予告なく募集しないことがあります。

2-4 協定海外留学の流れ



2-5 募集協定大学

本学での在学課程と同じレベルの教育課程（短期大学部に在学する者は学士課程とする）で、かつ、本学での所属研究領域・学科・専攻・領域・コースと同類または類似する分野に留学しなければなりません。下表の「設置課程」及び「受入れコース（領域）」から志願する教育課程（博士課程、修士課程、学士課程のいずれか一つ）と分野を選択して下さい。協定大学では、受入れコース（領域）の正規授業科目（実技・演習系中心または学科系中心）を履修します。

※協定校最新情報については、募集要項をご確認ください※

【アジア】

中国

国名（都市）	中国（広州）			
大学名	広州美術学院（Guangzhou Academy of Fine Arts）			
住所	No.257, Changgang Donglu, Guangzhou			
創立年	1953 年	ホームページ	http://www.gzarts.edu.cn	
協定年月	1998 年 6 月			
募集人員	ショートプログラム：3 名以内 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== ■ショートプログラム 2 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 2 月下旬 ～ 7 月上旬 ===== ■1 セメスター 9 月下旬 ～ 1 月中旬 ■1 年 9 月下旬 ～ 7 月上旬 =====			
授業使用言語	中国語			
設置課程	学士課程、修士課程			

国名（都市）	中国（北京）			
大学名	中国伝媒大学（Communication University of China）			
住所	No.1 st , East Street, Dingfuzhuang, Chaoyang District, Beijing			
創立年	1954 年	ホームページ	http://by.cuc.edu.cn/	
協定年月	2015 年 3 月			
募集人員	ショートプログラム：3 名 1 セメスター / 1 年：3 名			
留学期間	===== ■ショートプログラム 2 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 2 月下旬 ～ 7 月中旬 ===== ■1 セメスター 9 月上旬 ～ 1 月上旬 ■1 年 9 月上旬 ～ 7 月中旬 =====			
授業使用言語	中国語			
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程			

台湾

地域名（都市）	台湾（新北）		
大学名	国立台湾芸術大学（National Taiwan University of Arts）		
住所	59, Sec.1, Daguan Rd, Banqiao Dist, New Taipei City		
創立年	1955 年	ホームページ	http://www.ntua.edu.tw/
協定年月	2006 年 12 月		
募集人員	ショートプログラム：2 名以内 1 セメスター / 1 年：2 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■ショートプログラム 2 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 2 月下旬 ～ 6 月下旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 9 月上旬 ～ 1 月上旬 ■1 年 9 月上旬 ～ 6 月下旬		
授業使用言語	台湾中国語		
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程		



韓国

国名（都市）	韓国（ソウル）		
大学名	誠信女子大学校（Sungshin University）		
住所	2 Bomun-ro 34da-gil, Seongbuk-gu, Seoul		
創立年	1936 年	ホームページ	http://www.sungshin.ac.kr/
協定年月	2013 年 7 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：4 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 3 月上旬 ～ 6 月下旬 ■1 年 3 月上旬 ～ 12 月下旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 9 月上旬 ～ 12 月下旬 ■1 年 9 月上旬 ～ 6 月下旬		
授業使用言語	おもに韓国語／英語の授業科目もあり		
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程		



国名（都市）	韓国（ソウル）		
大学名	成均館大学芸術学部 （Sungkyunkwan University School of Art 略：SKKU）		
住所	25-2 Sungkyunkwan-ro, Jongno-gu, Seoul		
創立年	1398 年	ホームページ	https://www.skku.edu/eng/
協定年月	2025 年 2 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：3 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 3 月上旬 ～ 6 月下旬 ■1 年 3 月上旬 ～ 12 月下旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 9 月上旬 ～ 12 月下旬 ■1 年 9 月上旬 ～ 6 月下旬		
授業使用言語	おもに英語、現地語もあり		
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程		



インドネシア

国名（都市）	インドネシア（ジョグジャカルタ）			
大学名	インドネシア国立ジョグジャカルタ芸術大学 Indonesia Institute of the Arts Yogyakarta			
住所	Jl. Parangtritis Km. 6.5, Sewon, Bantul, Yogyakarta			
創立年	1984 年	ホームページ	http://isi.ac.id/	
協定年月	2014 年 11 月			
募集人員	ショートプログラム：3 名 1 セメスター / 1 年：3 名			
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■ショートプログラム 1 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 1 月下旬 ～ 5 月中旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 8 月下旬 ～ 12 月中旬 ■1 年 8 月下旬 ～ 5 月中旬			
授業使用言語	インドネシア語			

国名（都市）	インドネシア（バンドン）			
大学名	バンドン工科大学 Bandung Institute of Technology			
住所	Ganesha no.10, Bandung 40132 Indonesia			
創立年	1920 年	ホームページ	https://www.itb.ac.id/	
協定年月	2022 年 6 月			
募集人員	ショートプログラム：5 名 1 セメスター / 1 年：5 名			
留学期間	===== ■ショートプログラム 1 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 1 月下旬 ～ 5 月中旬 ===== ■1 セメスター 8 月中旬 ～ 12 月中旬 ■1 年 8 月中旬 ～ 5 月中旬 =====			
授業使用言語	留学生向け特別プログラムのため英語			
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程			

タイ

国名（都市）	タイ（バンコク）			
大学名	バンコク大学（Bangkok University）			
住所	119 Rama 4 Road, Klong-Toey Bangkok			
創立年	1965 年	ホームページ	http://www.bu.ac.th/en/	
協定年月	2016 年 9 月			
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：2 名			
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 1 月中旬 ～ 5 月中旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 8 月中旬 ～ 12 月上旬 ■1 年 8 月中旬 ～ 5 月中旬			
授業使用言語	タイ語			
設置課程	学士課程、修士課程			

国名（都市）	タイ（バンコク）			
大学名	シリパコーン大学（Silpakorn University）			
住所	31, Na Pralan Rd., Phra Borom Maha Ratchawang, Phra Nakhon, Bangkok 10200			
創立年	1943 年	ホームページ	https:// www.su.ac.th/	
協定年月	2019 年 7 月			
募集人員	ショートプログラム：3 名以内 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== 前期 募集 による 留学 派遣 期間 ===== ■ショートプログラム 12 月上旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 12 月上旬 ～ 4 月中旬 ===== 後期 募集 による 留学 派遣 期間 ===== ■1 セメスター 7 月中旬 ～ 11 月中旬 ■1 年 7 月中旬 ～ 4 月中旬			
授業使用言語	おもにタイ語			
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程			

【欧州】

イギリス

国名（都市）	イギリス（ラフバラ）			
大学名	ラフバラ大学（Loughborough University）			
住所	Loughborough University, Loughborough, Leicestershire			
創立年	1909 年	ホームページ	http://www.lboro.ac.uk/	
協定年月	2010 年 10 月			
募集人員	ショートプログラム：6 名以内 1 セメスター / 1 年：6 名以内			
留学期間	===== 前 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■ショートプログラム 2 月上旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 2 月上旬 ～ 6 月下旬 ===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 10 月上旬 ～ 2 月上旬 ■1 年 10 月上旬 ～ 6 月下旬			
授業使用言語	英語			
設置課程	学士課程、修士課程			

フィンランド

国名（都市）	フィンランド（トゥルク）			
大学名	トゥルク応用科学大学（Turku University of Applied Sciences）			
住所	Sepänkatu 1, 20700 Turku			
創立年	1816 年	ホームページ	https://www.tuas.fi/en/	
協定年月	2017 年 1 月			
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== 前期 募集 による 留学 派遣 期間 ===== ■1 セメスター 1 月上旬 ～ 5 月下旬 ===== 後期 募集 による 留学 派遣 期間 ===== ■1 セメスター 8 月下旬 ～ 12 月中旬 ■1 年 8 月下旬 ～ 5 月下旬			
授業使用言語	おもに英語			
設置課程	学士課程、修士課程			

国名（都市）	フィンランド（ヘルシンキ）			
大学名	メトロポリア応用科学大学文化・創造産業学部 （Field of Culture and Creative Industries, Metropolia University of Applied Sciences）			
住所	Myllypurontie 1, Helsinki, Finland			
創立年	1985 年	創立年	1985 年	
協定年月	2006 年 6 月			
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 8 月下旬 ～ 12 月中旬 ■1 年 8 月下旬 ～ 5 月下旬			
授業使用言語	英語			
設置課程	学士課程、修士課程			

オーストリア

国名（都市）	オーストリア（ウィーン）			
大学名	ウィーン応用芸術大学（University of Applied Arts Vienna）			
住所	Oskar Kokoschka-Platz 2, Vienna			
創立年	1867 年	ホームページ	https://www.dieangewandte.at/studium/auslandsaufenthalte/incoming	
協定年月	2009 年 10 月			
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== 前 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 3 月上旬 ～ 6 月下旬 ===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 10 月上旬 ～ 1 月下旬 ■1 年 10 月上旬 ～ 6 月下旬			
授業使用言語	おもにドイツ語 ※英語でのサポートあり			
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程			

ドイツ

国名（都市）	ドイツ（エアランゲン＝ニュルンベルク）			
大学名	フリードリヒ・アレクサンダー大学エアランゲン＝ニュルンベルク (Friedrich-Alexander-Universität Erlangen-Nürnberg)			
住所	Schlossplatz 4, Erlangen			
創立年	1743 年	創立年	1743 年	
協定年月	2012 年 7 月			
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：3 名以内			
留学期間	===== 前 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 月中旬 ～ 7 月下旬 ===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 10 月上旬 ～ 2 月上旬 ■1 年 10 月上旬 ～ 7 月下旬			
授業使用言語	おもにドイツ語			
設置課程	学士課程、修士課程、博士課程			

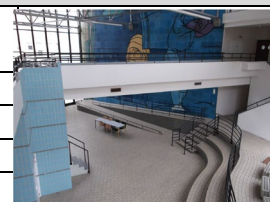
イタリア

国名（都市）	イタリア（ブレラ）		
大学名	ブレラ国立美術学院（Accademia di Belle Arti di Brera）		
住所	Via Brera, 28-20121 Milano		
創立年	1776 年	ホームページ	http://www.accademiadibrera.milano.it
協定年月	2014 年 11 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：2 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 2 月下旬 ～ 7 月上旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 10 月下旬 ～ 2 月下旬 ■1 年 10 月下旬 ～ 7 月上旬		
授業使用言語	イタリア語		
設置課程	学士課程、修士課程		



フランス

国名（都市）	フランス（セルジー・ポントワーズ）		
大学名	パリ・セルジー国立高等美術学校 École Nationale Supérieure d'Arts de Paris-Cergy		
住所	95000 CERGY 2, rue des Italiens		
創立年	1975 年	ホームページ	http://www.ensapc.fr/
協定年月	2012 年 11 月		
募集人員	ショートプログラム：3 名以内 1 セメスター / 1 年：3 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■ショートプログラム 1 月下旬から 4～9 週間 ■1 セメスター 2 月上旬 ～ 6 月 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 10 月上旬 ～ 2 月上旬 ■1 年 10 月上旬 ～ 6 月		
授業使用言語	おもにフランス語		
設置課程	学士課程、修士課程		



国名（都市）	フランス（パリ）		
大学名	パリ・カレッジ・オブ・アート Paris College of Art		
住所	15 rue Fénelon 75010 Paris		
創立年	1986 年	ホームページ	https://www.paris.edu/
協定年月	2017 年 2 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター / 1 年：2 名以内		
留学期間	===== 前期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 1 月上旬 ～ 5 月上旬 ===== 後期募集による留学派遣期間 ===== ■1 セメスター 8 月下旬 ～ 12 月中旬 ■1 年 8 月下旬 ～ 5 月上旬		
授業使用言語	英語		
設置課程	学士課程、修士課程		



チェコ

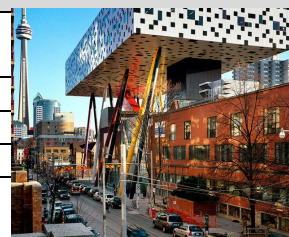
国名（都市）	チェコ（プルゼニ）		
大学名	西ボヘミア大学 (University of West Bohemia)		
住所	Univerzitní 8, 306 14 Pilsen, Czech Republic		
創立年	1991 年	ホームページ	https://www.zcu.cz/cs/index.html
協定年月	2021 年 1 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター：3 名以内		
留学期間	===== 前期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 2 月上旬 ～ 5 月中旬 ===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 9 月中旬 ～ 12 月中旬		
授業使用言語	英語、チェコ語		
設置課程	学士課程、修士課程		



【北米】

カナダ

国名（都市）	カナダ（トロント）		
大学名	OCAD 大学 (OCAD University)		
住所	100 McCaul Street, Toronto, Ontario, Canada, M5T 1W1		
創立年	1876 年	ホームページ	https://admissions.ocadu.ca/
協定年月	2022 年 9 月		
募集人員	ショートプログラム：－ 1 セメスター：随時決定 ※留学時に学部 3 年次生のみ対象		
留学期間	===== 後 期 募 集 に よ る 留 学 派 遣 期 間 ===== ■1 セメスター 9 月下旬 ～ 12 月下旬		
授業使用言語	英語		
設置課程	学士課程		



2-6 出願申請

締切日までに申請フォームを利用して出願していただきます。

②～⑤を用意した上で、①の申請フォームに入力し、②～⑤の書類をアップロードしてください。

また、⑥の書類は研究室に依頼し、締切日までに研究室から国際センターへ直接提出してもらえるよう手配してください。

① 申請フォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/95137670200360>



② 誓約書（国際センターウェブサイトより書式ダウンロード）

③ 志願理由書 1200 字程度（書式自由、Word または PDF）

合計 5MG 以下

④ 外国語能力を示す証明書 ※詳細は各協定校の必要な語学力欄を参照

⇒ 英語の場合、学内で受けた TOEFL ITP 模擬試験のスコアを利用する方は、証明書の提出は不要です。

⑤ 日本語能力試験 N1 の合格証明書（外国人留学生の方のみ）

⑥ 海外留学志願者に関する指導教員推薦書兼所見（国際センターウェブサイトより書式ダウンロード）

【書類選考通過後】

書類選考通過者には、面接時にポートフォリオを提出していただきます。予めご準備ください。

ポートフォリオ：オリジナル作品 A4 10 枚程度、PDF および紙ベースで提出。

英語で記載すること。

【重要なお知らせ】

卒業（修了）延期の可能性があることを十分に認識して、納得して、応募して下さい。制度上、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能ですが、すべての人が 4 年（または 2 年）で卒業（修了）できるわけではありません。なぜなら、留学前の単位修得済科目、留学年次、留学後の単位認定科目及び本学で単位修得すべき科目は人それぞれ異なるからです。

2-7 学内選考

書類審査（志願調書、指導教員推薦書兼所見、成績証明書）を通過し、かつ、外国語能力が一定の基準を超えている者に外国語面接及び日本語面接を課します。書類審査、外国語審査、外国語面接、日本語面接の結果を総合的に判定し、国際交流委員会が一次選考合格者を選抜します。教授会または大学院研究科委員会の議を経て、学長が一次選考合格者を決定します。

なお、外国語審査および外国語面接時の言語につきましては出願先大学での使用言語に応じて行います。

＜外国語面接の言語＞

中国語	国立台湾芸術大学、広州美術学院、中国伝媒大学
韓国語	誠信女子大学校
英語	成均館大学、インドネシアジョグジャカルタ大学、バンドン工科大学、パーミンガム・シティ大学、ラフバラ大学、メトロポリタ応用科学大学、トゥルク応用科学大学、パリ・カレッジ・オブ・アート、西ポヘミア大学、OCAD 大学、バンコク大学、シラパコーン大学
ドイツ語	ウィーン応用芸術大学、フリードリヒ・アレクサンダー大学
フランス語	パリ・セルジ－国立高等美術学校
イタリア語	ブレラ国立美術学院

2-8 協定大学への出願

一次選考（学内）に合格できると、次に志望協定大学へ出願書類を提出します。協定大学により書類の種類は異なりますが、以下が一例です。これらは英語が志望協定大学が要求する言語で記入・記載されなければなりません。志望協定大学での審査に合格し、入学許可を得て、最終的に留学が確定します。

- | | |
|-----------------|---|
| • 志望協定大学が配布する願書 | • TOEFL または IELTS のスコアレコードまたは志望協定大学が要求する語学能力を証明する書類 |
| • 経歴書、志願理由書 | |
| • ポートフォリオ | • 留学国入国査証（ビザ）申請に必要な書類 |
| • 本学の成績証明書（英文） | |

2-9 本学の学費

派遣学生は本学の学費（授業料、実習料、施設設備料）を全額納入しなければなりません。

2-10 協定大学の学費

相互不徴収の協定により、協定大学の学費は無料です。（相互不徴収とは、協定大学は本学学生の学費を徴収せず、本学は協定大学学生の学費を徴収しないことをいいます）

2-11 費用

派遣学生は次の費用を負担しなければなりません。現地交通費、宿舍費、食費、生活費、教材費の合計額（上記の銀行口座残高に相当）は、1ヶ月あたり25万円（欧州諸国）、15万円（アジア諸国）に留学月数を乗じた額が目安でしょう。また、現地での生活費に加え、渡航に際して、以下の諸費用が必要となります。

内 容
• 国際航空費、日本国内交通費 • 海外旅行傷害保険料 • 入国査証（ビザ）取得手数料 • その他個人に帰する費用
渡航先により増減します

2-12 奨学金

本学では下表のとおり給付奨学金制度を設け、協定海外留学生がより快適な留学生活を送れるように支援しています。奨学金は返還する必要はありません。詳細は国際センターへお問い合わせ下さい。

	女子美海外留学奨学金			
募集対象	大学院・大学（芸術学部）・短期大学部			
募集人員	若干名			
給付金額	1 セメスター / 1 年	甲地区 200,000 円	ショートプログラム 甲地区 50,000 円	
		乙地区 140,000 円	乙地区 35,000 円	
	甲地区—北米、欧州、乙地区—甲地区以外			
応募条件	協定海外留学生・認定海外留学生として留学する者			
選 考	応募者の中から大学が受賞者を選考します			

上記以外に、日本学生支援機構が募集する「第二種奨学金（短期留学）」と文部科学省が募集する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」があります。詳細は 25 ページを参照して下さい。

3 認定海外留学

3-1 認定 海外留学とは

認定海外留学とは、学生が自ら留学先を見つけて入学許可を得て、その留学先を「認定留学先大学」として本学に申請し、本学の許可を得て4ヶ月以上1年以内の期間留学することをいいます。許可された場合、協定海外留学と同様のメリットを受けることができます。つまり、留学先で修得した単位を本学の卒業（修了）要件単位として認定することができます。また、留学期間の本学での学籍は「留学」となり、本学の在学期間に算入されます。留学年次によっては、卒業（修了）要件単位を充足した場合、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能です。

留学先は学位授与権を有する正規の大学院・大学・短期大学及びそれらに相当する高等教育機関とし、美術・デザイン分野の教育課程に限ります。認定留学先大学として申請できるかできないかは、本学での在籍課程、希望留学先、留学内容により異なりますので、下記の申請基準表で確認して下さい。

認定海外留学生になるためには、出願資格を満たし、学内審査（留学先の適格審査、書類審査、面接、単位認定可能科目の仮指定）を経なければなりません。

【重要なお知らせ】

卒業（修了）延期の可能性があることを十分に認識して、納得して、応募して下さい。制度上、所定の修業年限で卒業（修了）することが可能ですが、すべての人が4年（または2年）で卒業（修了）できるわけではありません。なぜなら、留学前の単位修得済科目、留学年次、留学後の単位認定科目及び本学で単位修得すべき科目は人それぞれ異なるからです。

認定海外留学申請基準表 A

○：申請できる ×：申請できない

		本学での在籍課程		
		大学院	大学（芸術学部）	短期大学部
希望留学先	大学院	○	○	○
	大学	×	○	○
	短期大学	×	○	○

認定海外留学申請基準表 B

○：申請できる ×：申請できない

希望留学先	留学内容	申請
大学院・大学・短期大学	現地学生が在籍できる教育課程の授業科目を履修する。その一部に語学研修プログラムが含まれることがある。	○
	外国人留学生のために編成された教育課程の授業科目を履修する。その一部に語学研修プログラムが含まれることがある。	○
	留学先への入学を前提として、留学先の指示に従って語学研修プログラムを履修する。	○
留学先が指定する語学学校等	留学先への入学を前提として、留学先の指示に従って語学研修プログラムを履修する。	○
	語学研修を留学目的として、全留学期間中、語学研修プログラムのみを履修する。	×
上記以外の語学学校等		×
日本の大学が設置する大学または外国キャンパス		×

・上記の表による判断が困難な場合は、大学が個別に判断します。

3-2 出願資格

- ① 大学院博士前期課程又は同博士後期課程に在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として4単位以上を修得していること。ただし本学芸術学部を卒業した者については当該課程での在学期間を問わないものとする。
- ② 大学学部 に在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。
- ③ 短期大学部に在学する者は、当該課程に1年以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。
- ④ 身体的・精神的に健康な状態であること。
- ⑤ 保証人の同意が得られること。
- ⑥ 留学後、本学にて学業を継続し学位を取得する意思があること。
- ⑦ 留学先の入学許可を得ていること。

3-3 出願申請

締切日までに申請フォームを利用して出願していただきます。

②～③を用意した上で、①の申請フォームに入力し、②～③書類をアップロードしてください。

また、④の書類は研究室に依頼し、締切日までに研究室から国際センターへ直接提出してもらえよう手配してください。

① 申請フォーム

<https://pro.form-mailer.jp/fms/95137670200360>



- | | |
|---|-------------|
| ② 誓約書（国際センターウェブサイトより書式ダウンロード） | } 合計 5MG 以下 |
| ③ 志願理由書 1200 字程度（書式自由、Word または PDF） | |
| ④ 海外留学志願者に関する指導教員推薦書兼所見（国際センターウェブサイトより書式ダウンロード） | |

以下、⑤～⑨に関しましては、国際センターウェブサイトより出願申請後、国際センターよりご案内しますので、その後メールにて提出してください。

- ⑤ 単位認定可能科目仮指定申請書（本学所定書式）
- ⑥ 留学先が発行する入学許可書の写し
- ⑦ 留学先が発行する大学案内、コース案内、シラバス、時間割の写し及びそれらの日本語訳
- ⑧ ポートフォリオ
- ⑨ 日本語能力試験 N1 の合格証明書の写し（外国人留学生の方のみ）

3-4 認定海外留学の流れ（留学期間 1 年の場合）

手続き	月	後期出発	月	前期出発
		8～9 月に留学開始		1～2 月に留学開始
留学先から入学許可	3	出国年の 5 月上旬まで	8	出国前年の 11 月上旬まで
▼				
留学先が発行する大学案内、コース案内、シラバス、 時間割の写し及びそれらの日本語訳を準備	4		9	
▼				
国際センターへ申請	5	4 月中旬～ 5 月中旬	10	9 月中旬～ 11 月中旬
▼				
留学先の適格審査 書類審査、面接 所属研究室と協議し、単位認定可能科目の仮指定 所定の修業年限での卒業（修了）可否を確認 授業料減免申請	6	出国年の 5 月中旬～6 月上旬	11	出国前年の 11 月中旬～11 月下旬
▼				
許可		出国年の 6 月下旬		出国前年の 12 月中旬
▼	7		12	
	8	出国年の 8～9 月	1	出国年の 1～2 月
日本出国・留学開始	9		2	



留学終了・日本帰国	7	帰国年の 7～8 月	1	帰国年の 1～2 月
▼				
大学へ留学終了手続き	8	(帰国後 2 週間内)	2	(帰国後 2 週間内)
▼				
留学後の継続履修開始(該当する授業科目がある場合)	9	帰国後の 9 月		帰国年の 1～2 月
▼				
所属研究室と協議し、単位認定可能科目を確定				
▼				
単位認定の申請・審査	10	帰国年の 10 月	3	帰国年の 2 月
▼				
単位認定の確定、継続履修単位修得	3	帰国年翌年の 3 月	3	帰国年の 3 月

【注意】留学期間中は本学試験（追試験を含む）・レポート（追レポートを含む）の受験や制作課題の提出・再提出等は一切できません。普段から履修管理に努め、本学授業科目の履修に影響が出ないように十分注意して下さい。

3-5 費用

認定海外留学生は留学先の学費および留学にかかる経費の一切を負担しなければなりません。

3-6 本学の学費

認定海外留学生は、留学期間中の本学の正規授業料と施設設備料を全額納入しなければなりません。実習料は免除されます。ただし、3-7 学費減免対象者となった方はこの限りではありません。

3-7 学費減免

本学では下表のとおり認定海外留学生授業料減免規程を設け、認定海外留学生がより充実した留学生活を送れるように支援しています。

	認定海外留学生授業料等減免
募集対象	大学院・大学（芸術学部）・短期大学部
募集人員	春期派遣 2 名 / 秋期派遣 2 名
減 免 額	留学期間の学費から在籍料（授業料の4分の1相当額）を除いた金額
応募条件	認定海外留学生として留学する者
選 考	応募者の中から大学が減免対象者を選考します。

残念ながら対象外となった方は、3-8 奨学金へ応募して下さい。

3-8 奨学金

本学では下表のとおり給付奨学金制度を設け、認定海外留学生がより快適な留学生活を送れるように支援しています。奨学金は返還する必要はありません。詳細は国際センターへお問い合わせ下さい。

	女子美海外留学奨学金
募集対象	大学院・大学（芸術学部）・短期大学部
募集人員	若干名
給付金額	1 セメスター / 1 年 甲地区 200,000 円, 乙地区 140,000 円 甲地区—北米、欧州、乙地区—甲地区以外
応募条件	協定海外留学生・認定海外留学生として留学する者。 認定海外留学生授業料等減免者への併給は認めない。
選 考	応募者の中から大学が受賞者を選考します。

上記以外に、日本学生支援機構が募集する「第二種奨学金（短期留学）」と文部科学省が募集する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」があります。

「第二種奨学金（短期留学）」は国内の大学や短期大学等に在学中に海外の大学院・大学へ短期留学（3 ヶ月以上 1 年以内）をするために奨学金を希望する人を対象に貸与する有利子の奨学金です。貸与月額は 2～12 万円（大学院の場合は 5～15 万円）から選択します。毎年 3 回募集予定です。学力基準や家計基準を満たす必要がありますので、すべての方が応募できる奨学金ではありません。希望の方は学生支援センターまたは次のホームページで確認して下さい。

(http://www.jasso.go.jp/saiyou/tanki_ryuugaku.html)

「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」は、2014 年からスタートした官民協働で取り組む海外留学支援制度です。返済不要の給付型奨学金で、奨学金の金額は渡航先のより異なります。成績や語学力等の一律の基準はなく、各自の留学生計画の実現に必要なレベルがあるかどうか等、留学の「計画」と「人物」を書面と面接で選考されます。毎年 2 回募集予定です。募集については、国際センターまたは次の公式ホームページで確認して下さい。(<https://tobitate.mext.go.jp>)

4 休学して留学する

休学して留学することができます。協定海外留学や認定海外留学と違って、いろんな制約を受けずに自分が好きな大学や専門学校のプログラムに留学できますので、自由な生活スタイルを設計できるメリットがあります。この場合、本学に休学願を提出して、休学許可を得なければなりません。休学期間は在学期間に算入されませんので、所定の修業年限で卒業（修了）することはできません。また、単位認定は一切認められません。休学は6ヶ月単位で許可され、1年以内とします（但し、特別な事情がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることがあります）。留学が休学期間内に完了するように十分気をつけて下さい。休学期間中は、学費は授業料相当額の4分の1になり、実習料と施設設備料は徴収しません。

5 海外研修

本学では夏期または春期の休業期間を利用して、美術・デザイン実技、英会話研修、文化小旅行で構成される海外サマー・スクールと海外スプリング・スクールや、ミラノ夏期研修を実施しています。学術交流協定大学を研修先とし、経験豊かな現地教員や作家が指導しますので、安心して作品制作に取り組むことができます。参加者は提出書類と面接によって選考されます。本学授業科目「国際留学/芸術プログラム」（2単位、芸術学部及び短期大学部の開設科目）または「海外芸術プログラム」（2単位、大学院博士前期課程の開設科目）の単位修得を申請できます。

下記研修の募集説明会実施日程や詳細につきましては、本学ウェブサイトでお知らせいたします。

5-1 海外サマー・スクール（夏期・イギリス）

*** イギリス バーミンガム・シティ大学で体験する *** アート実技研修と語学研修

旅行期間	夏期休業期間中 3～4週間
研修先	バーミンガム・シティ大学（バーミンガム）
参加費用	90～100万円程度（正確な金額は募集要項に記載します）
宿泊先	学生寮 ホームステイ ホテル（後半3日間）
募集人員	20人 大学院・大学（芸術学部）・短期大学部の全専攻・学科の全学年
現地研修	美術・デザイン実技、英会話研修、文化小旅行、ホームステイで構成します。
出発前 英語研修	話すことに重点をおいた美術英語基礎講座を受講していただきます。自己紹介やギャラリーでのシチュエーション英会話やバーミンガム美術館やロンドン・ナショナル・ギャラリー美術館のコレクションから作品を何点かピックアップして作品の感想をグループでディスカッションします。 ※受講料は参加費とは別に大学が負担します。
履修管理	スクール参加中は本学追試・追レポートの受験や課題再提出等は一切できません。普段から履修管理に努め、本学授業科目の履修に影響が出ないように十分注意して下さい。

5-2 海外スプリング・スクール（春期・アメリカ）

***** アメリカ・ニューヨークで体験する ***** スクール・オブ・ヴィジュアル・アーツでの アート実技研修と語学研修

旅行期間	春期休業期間中 3～4 週間
研修先	スクール・オブ・ヴィジュアル・アーツ（ニューヨーク）
参加費用	90～100 万円程度（正確な金額は募集要項に記載します）
宿泊先	学生寮
募集人員	20 人 卒業（修了）年次を除く大学院・大学（芸術学部）・短期大学部の全専攻・学科
現地研修	美術・デザイン実技、英会話研修で構成します。
出発前 英語研修	話すことに重点をおいた美術英語基礎講座を受講していただきます。自己紹介やギャラリーでのシチュエーション英会話やアメリカの美術館のコレクションから作品を何点かピックアップして作品の感想をグループでディスカッションします。 ※受講料は参加費とは別に大学が負担します。
履修管理	スクール参加中は本学追試・追レポートの受験や課題再提出等は一切できません。普段から履修管理に努め、本学授業科目の履修に影響が出ないように十分注意して下さい。

5-3 ミラノ夏期研修（夏期・イタリア）

***** ミラノとフィレンツェで体験する ***** トップレベルのデザイン研修 & カルチャーツアー

ミラノ夏期研修は、建築・プロダクト・空間デザイナーとして世界的に活躍するマウラ・セルベット客員教授の協力のもとに実現する、教授のデザイン事務所 Migliore +Servetto Architects でのデザイン研修と、ミラノを中心とした最高のカルチャーツアーで構成されています。また、2025 年度は女子美の125 周年を記念して、ミラノで卒業生との交流会が予定されており、研修参加者はこのイベントに参加して海外で活躍する卒業生とつながることができます。

研修期間	夏期休業期間中 10 日間
研修先	＜ミラノ＞ Migliore +Servetto Architects（ミラノ）でのデザイン研修とミラノ市内の名所の見学（ADI デザインミュージアム、カスティリオーニ博物館、ブレラ美術館、トリエンナーレ美術館、MIC インタラクティブシネマ美術館など） ＜フィレンツェ＞ ウフィツィ美術館、Vecchio Conventino（職人の工房やアーティストのスタジオが集まる複合施設）の見学 ※見学先は変更の可能性もあり
参加費用	55～60 万円程度（正確な金額は募集要項に記載します）
募集人員	15 人 提出書類および面接による選考で参加者を決定します。
応募資格・条件	① 大学院博士前期・後期課程、芸術学部、短期大学部に在籍している方（科目等履修生、研究生は除く。所属する研究領域、学科、専攻／領域・コースは問いません。） ② 面接試験、事前ワークショップから帰国後のプレゼンテーションまですべてのプログラムに参加可能な方。

6 履修登録

— 協定海外留学・認定海外留学共通 —

協定海外留学（1 セメスター / 1 年）及び認定海外留学では、通常とは異なる履修登録、履修方法、事務手続きが必要です。非常に重要な事柄ばかりですので、国際センター、教育支援センター、所属研究室の指示と締め切りを守りながら、的確に処理するようにして下さい。年度の途中（8～9 月）で留学する場合は 4 月上旬の専攻別オリエンテーションと履修ガイダンスに出席し、指定された日時に留学年次の履修登録を完了しなければなりません。

- 年度の途中（8～9 月）で留学する場合、後期の授業科目は履修登録できません。
- 年度の途中（8～9 月）で留学する場合、通年で開設されている授業科目については、帰国後に同一授業科目を継続して履修することができます。詳細は教育支援センターに確認して下さい（25 ページ『8 履修上の特別措置』を参照）。
- 教職課程を履修している方は、教職関連科目（教育実習を含む）の履修方法や介護等体験への参加時期について、教育支援センターに確認して下さい。
- 学芸員養成課程を履修している方は、学芸員養成関連科目（博物館実習を含む）の履修方法について、教育支援センターに確認して下さい。

7 単位修得・単位認定

■単位修得 — 協定海外留学（ショートプログラム）

留学先で延べ 60～90 時間の正規授業科目を履修した場合、本学授業科目「国際留学プログラム」（2 単位、芸術学部及び短期大学部の開設科目）または「海外芸術プログラム」（2 単位、大学院博士課程前期課程の開設科目）の単位修得を申請できます。単位修得を希望する方は、留学後に臨時の履修登録を申請しなければなりません。成績評価は留学先の教員の学習評価書、授業出席時間数、学生のレポートにより行いますが、これが困難な場合は、「国際/芸術留学プログラム」または「海外芸術プログラム」として単位のみを認定することがあります（成績評価は行いません）。詳しくは、『シラバス』を参照して下さい。

■単位認定 — 協定海外留学（1 セメスター / 1 年）・認定海外留学

協定海外留学生（1 セメスター / 1 年プログラム）及び認定海外留学生が留学先で修得した単位は、大学院においては 10 単位、大学（芸術学部）においては 60 単位、短期大学部においては 30 単位を超えない範囲で認定を受けることができ、これらの単位は卒業（修了）要件単位として算入することができます。留学前に、所属研究室と協議の上、単位認定が可能な本学授業科目を指定（認定海外留学の場合は仮指定）しなければなりません。単位認定に関する事項については、募集要項を参照して下さい。

8 履修上の特別措置

— 協定海外留学・認定海外留学共通 —

協定海外留学（1 セメスター / 1 年）及び認定海外留学の履修上の特別措置に関する事項については、次のとおり取り扱うこととします。

大学院博士後期課程	全授業科目
大学院博士前期課程	研究関連科目
大学（芸術学部）	学科専門科目（学部共通科目からの必修指定科目を除く必修科目と選択必修科目）
短期大学部	専門科目（必修科目と選択必修科目）
1. 年度の途中で留学する場合、留学前に修得した授業科目は当該年度に修得した単位とします。 2. 単位認定を受けた授業科目は、帰国年度に単位を修得します。 3. 年度の途中（8～9 月）で留学する場合、通年で開設される授業科目については、帰国後に同一授業科目を継続して履修すること（継続履修）を認めます。なお、当該授業科目担当者が変更された場合も同様とします。帰国後に当該授業科目が開設されなかった場合は、それと類似する授業科目の履修を認め、当該授業科目（留学前の履修科目）の単位修得とします（成績評価は行いません）。 4. 年度の途中で帰国し、かつ、履修を希望する授業科目への出席可能日数が当該授業科目の授業日数の 3 分の 2 以上確保されている場合、学生は所属研究領域・学科・専攻・領域・コース、研究指導教員または授業科目担当者の許可を得て、当該授業科目を履修することができます。 5. 【大学院博士前期課程を対象】研究指導科目は認定対象外です。留学によって研究指導計画書の変更が生じる場合は、指導教員とよく相談の上、研究指導計画書の再提出が必要です。 6. 【大学院博士後期課程を対象】単位認定が不要のため、指導教員が許可をすれば留学は可能です。ただし、留学中の修学計画を盛り込んだ形で、研究指導計画書を再提出・承認を受け、留学期間中も含めて指導教員による指導を受けることを前提とします。	

大学院博士前期課程	共通実技科目、共通理論科目
大学（芸術学部）	学部共通科目、教職に関する科目、博物館に関する科目
短期大学部	共通科目、教職に関する科目
1. 年度の途中（8～9 月）で留学する場合、通年で開設される授業科目については、帰国後に同一授業科目を継続して履修すること（継続履修）を認めます。なお、当該授業科目担当者が変更された場合も同様とします。帰国後に当該授業科目が開設されなかった場合は、それと類似する授業科目の履修を認め、当該授業科目（留学前の履修科目）の単位修得とします（成績評価は行いません）。 2. 前期または後期の授業開始後に帰国し、かつ、履修を希望する授業科目への出席可能日数が当該授業科目の授業日数の 3 分の 2 以上確保されている場合、学生は授業科目担当者の許可を得て、当該授業科目を履修することができます。	

【学生 A さんからの質問】

私は、通年科目である「〇〇美術史」を今年 4 月に履修登録しました。今年 9 月から来年 3 月まで協定海外留学することになっています。今年度の後期は女子美には通学しないので、この授業科目には出席できません。この授業科目はどうなるのでしょうか？

【回答】

上記で説明している「継続履修」を使えば、帰国後女子美への通学を再開してから、留学期間中に履修できなかった部分を履修できます。留学前に履修した部分（下図の A）と留学後に履修した部分（下図の B）をセットにして、一つの通年科目として単位を修得します。

A		協定海外留学中・認定海外留学中		B	
前期		後期	前期	後期	
今年度			次年度		

9 語学学習 サポート

9-1 e ラーニング

***** 総合英語トレーニング / TOEIC / TOEFL コース *****

インターネットを利用していつでもどこでも自分のペースで学ぶことのできるオンライン講座です。「ALC NetAcademy NEXT」の総合英語トレーニング（初級・中級・上級）に加え、TOEIC L&R テストコース、TOEFL ITP テスト攻略コースを加えることで、英語の基礎力を上げるだけでなく、留学などのためのスコアアップも目指せるようになりました。最後まで自主学習ができるように奨励賞を設け、自習会を設けるなどサポートしていきます。

	開始レベルの目安	目標到達レベル
総合トレーニング（初級）	TOEIC®テスト 350 未満	TOEIC®テスト 500 程度
総合トレーニング（中級）	TOEIC®テスト 450 程度	TOEIC®テスト 600 程度
総合トレーニング（上級）	TOEIC®テスト 580 程度	TOEIC®テスト 730 程度
TOEIC L&R テスト 500/600/730 点突破コース	TOEIC300～550 程度	TOEIC500～730 程度
TOEFL ITP テスト攻略コース	TOEIC L&R テスト 400 程度	
募集期間	2025 年 4 月 25 日（金）～5 月 23 日（金）	
開講期間	2025 年 6 月 16（月）～2026 年 3 月 31 日（火） TOTAL 学習時間：各コース約 45～74 時間	
受講料	各コース 10,780 円	

9-2 TOEFL 模擬試験（2025 年度）

実施	両キャンパス同時実施	募集期間
募集人員	制限はありません	
第 1 回	5 月 28 日（水）16:40～19:00	4 月 16 日（水）～ 4 月 28 日（月）
第 2 回	9 月 17 日（水）16:40～19:00	7 月 1 日（火）～ 7 月 25 日（金）
第 3 回	11 月 26 日（水）16:40～19:00	10 月 1 日（水）～11 月 4 日（火）
受験料	3,950 円	

9-3 英語プレゼン研修

あなたの作品を世界へ発信しませんか？

本講座は、3 日間の短期集中講座のなかで英語でのプレゼン技術を徹底的に磨き、自信を持って発表できるスキルを習得します。

基本表現・発音・ボディランゲージを学び、実践を重ねながら確実にレベルアップ！

プロの講師が丁寧に指導し、あなたのプレゼンを完成形へ導きます。

研修終了後には、講師より個別フィードバックをプレゼント！

留学に行く方や大学院を目指している方のみならず、

英語力を向上させたい、他学部の作品を見たいという方々も大歓迎です！

この機会に是非、英語力やプレゼン力の向上を目指しましょう！！

第1回 女子美生専用！

申込締切	2025 年 7 月 25 日（金）
開講期間	2025 年 9 月 3（水）～9 月 5 日（金） 10:00～16:00（休憩 1 時間）
開催場所	杉並キャンパス
受講料	各コース 21,000 円（税込）

第2回 他美大（多摩美術大学、武蔵野美術大学）合同実施予定

詳細が決定次第、お知らせします！

10 海外留学・ポートフォリオセッション

学術交流協定大学をはじめ世界各地の美術・デザイン系大学の教職員が本学を来訪されます。このような方々を講師として海外留学に関するレクチャーや個別進学相談の時間を設け、留学希望者が「生」の情報を得られるセッションを随時開催しています。来訪者の多くは入学審査で影響力を持つ幹部教職員ですので、作品集（ポートフォリオ）を持参すれば、合格に近づくための的確なアドバイスを受けることができます。わざわざ海外に出向かなくても海外留学のコツを入手できる絶好の機会ですので、是非参加して下さい。セッションを開催する場合は、事前にアクティブアカデミーにてお知らせします。

11 海外留学 Q&A

Q1 語学に自信がないのですが、留学できますか。

海外の美術大学の入学担当者はよく「日本の美大生は作品（ポートフォリオ）には問題はないが、語学力がないので入学許可を出せない。」と口にします。これを別の視点から見ると、語学力（特に英語力）を高めれば留学できるチャンスは一気に高まるということです。日々の制作やアルバイトで忙しくても、それを言い訳にせず語学学習を進める決意と努力が必要です。英語であれば、TOEFL や IELTS（留学出願の時に必要な英語試験）のスコアをあげるための予備校に通ったり、本学が学内で実施する e ラーニングを受講したり、市販の参考書を使ったりして勉強を進めて下さい。1 ヶ月や 2 ヶ月では学習の成果は出ません。長期間学習を継続することが重要です。

Q2 語学ができなくても、作品がよければ留学できるのではないですか。

「外国に行けば言葉はなんとかなる」ということはありません。「出来上がった作品が良ければ、言葉は重要ではない」ということもありません。海外では、日本にいる時以上に、「言葉」を使って相手（教師、学生、作品を見てくれる人）に作品を説明し、納得させ、意見交換できる力が必要です。また、文章を書く力、読む力、分析する力がなければ、作品を文章で紹介したり授業でのレポートを仕上げたりすることはできません。

Q3 ポートフォリオって何ですか。

ポートフォリオとは、これまで取り組んできた作品やそれらの制作プロセスを一目で分かりやすくまとめた作品集のことです。これは合否判定の際に最も重要なものです。海外の美術大学に見せるものですが、当然日本語では作れません。言葉で説明する箇所はすべて英語（もしくは留学先の言語）で記し、自分の考えやコンセプトが明確に伝わるような構成にしなければなりません。日本の美大のように「入試実技」はありませんので、皆さんの作品力はすべてこのポートフォリオで評価されます。皆さんは「留学志願者」であると同時に「アーティスト」でもあります。論理的で専門性ある内容が求められます。

Q4 TOEFL（トフル）という英語試験はどのようなものですか。

Test of English as a Foreign Language の略称で「外国語としての英語テスト」という意味です。世界 9,000 の大学・短期大学で入学要件に定められた世界最大の英語力測定テストです。読む、聞く、書く、話す（専用のマイクつきヘッドフォンを使用）のテストで構成されており、インターネット配信による形式（iBT=internet Based Testing）で受験します。受験者は試験会場で各自 1 台のコンピュータを使用し、画面上で問題を読み解答します。詳しくは、国際教育交換協議会（CIEE）日本代表部に問い合わせして下さい。

Q5 TOEFL（トフル）のスコアはどれくらい必要ですか。

大学院課程、大学学部課程への直接進学には、ほとんどの場合、iBT79～80 点以上が必要です。しかし、これより低いスコアであっても、正規課程に進学する前に 3 ヶ月から 6 ヶ月程度現地の語学学校で英語を勉強するという前提で合格できることがあります（これを「条件付入学許可」といいます。但し、この場合でも最低 iBT61 点程度は必要です）。日本の大学と違って、海外の大学は融通が利く（個人々の状況や意欲にあわせた）対応をすることがよくありますので、スコアの判断について入学担当者と交渉してみる価値はあります。

Q6 IELTS（アイエルツ）という英語試験はどのようなものですか。

「IELTS（アイエルツ）」は英語の試験で、おもにイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどイギリス連邦加盟の国で利用されます。また、アメリカでも TOEFL に代わる試験として入学審査の際に採用する教育機関が 3,000 を超え、世界中で受験者が増え続けています。0.5 ポイントきざみの「Band

（バンド）」と呼ばれるスコアで表示され、Band 6.0 か 6.5（TOEFL の iBT79～80 点におおよそ相当換算）が語学学校を経ないで大学院課程、大学学部課程に直接進学できる目安です。この試験では、スピーキング（会話力）も測定されます。詳しくは、ブリティッシュ・カウンシル東京センターにお問い合わせ下さい。

12 海外留学情報団体一覧

国際センターでの相談や資料収集と並行して、外部の海外留学情報団体でも正確な情報を収集して下さい。情報は他人まかせではなく、自分の「足」を使って入手する心構えが必要です。以下に紹介するのは公的団体または信頼できる民間団体ですので、安心して利用できます。なお、インターネット上のホームページアドレスは変更されていることがよくあります。その場合は、検索エンジンで団体名を検索して最新のホームページにアクセスして下さい。

イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアは、大使館とは別に、留学や文化交流を専門に扱う公的団体を設置していますので、一般的な留学情報収集や留学相談はそれらの団体を利用して下さい。入国査証（ビザ）に関する問い合わせは大使館領事部が窓口になります。これらの国以外では、ほとんどの場合、大使館内に日本人留学希望者のための図書館・資料室・相談窓口セクションを設けています（文化部、広報部、商務部など国により担当部署は異なる）。留学の「基礎の基礎」を理解するために、是非一度は留学希望国の大使館にお問い合わせを試みることをお勧めします。

また、国際センターでは各国（カナダ、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、イタリア、台湾、フィリピン等）の留学ガイドブックを無料で配布しています。

◆留学情報全般・TOEFL 受験全般

団体名	ETS Japan 合同会社
所在地	〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-24 トウラント 88 ビル 4F
連絡先	【電話】03-6272-8543
一〇メモ	米国ニュージャージー州プリンストンに本社を置く ETS の子会社。ETS の日本部門として、ETS の教育や学習に関する幅広い知見を、テストの受験者や学習者に提供している。
交通アクセス	【市ヶ谷駅】JR 中央・総武線 徒歩 8 分 / 東京メトロ有楽町線・南北線 8 分 / 都営地下鉄新宿線 徒歩 4 分
ホームページ	http://www.cieej.or.jp/

◆カナダ

団体名	駐日カナダ大使館 E.H.ノーマン図書館
所在地	〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38
連絡先	【電話】03-5412-6200 【FAX】03-5412-6287
交通アクセス	地下鉄「青山一丁目」駅から徒歩 4 分
ホームページ	http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/study-etudie/index.aspx?lang=jpn

◆イギリス

団体名	ブリティッシュ・カウンシル 東京センター
所在地	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-2
連絡先	【電話】03-3235-8031 【FAX】03-3235-8040
交通アクセス	JR／地下鉄「飯田橋」駅から徒歩 4 分
一〇メモ	イギリス政府の公式国際交流機関で、日本における英語・イギリス文化の普及に努めている。
ホームページ	http://www.britishcouncil.jp/

団体名	beo（ビーイーオー）
所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3-17 FORECAST 新宿 SOUTH 5F
連絡先	【電話】03-5367-3315 【FAX】03-5367-3316
交通アクセス	JR「新宿」駅南口から徒歩 4 分 地下鉄「新宿 3 丁目」駅から徒歩 1 分
一〇メモ	イギリスをはじめ、海外大学の公式日本窓口として多くの留学を支援している。各種講座あり。
ホームページ	http://www.beo.jp/

◆アメリカ

団体名	日米教育委員会 留学情報サービス
所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル 207 号
連絡先	【電話】 03-3580-3231 【FAX】 03-3580-1217
交通アクセス	地下鉄「赤坂見附」駅から徒歩 1 分 地下鉄「永田町」駅から徒歩 5 分 地下鉄「溜池山王」駅から徒歩 7 分
一口メモ	日米政府出資により設立。フルブライト奨学金事業やアメリカ留学相談サービスを行っている。
ホームページ	http://www.fulbright.jp/study/index.html

団体名	Association of Independent Colleges of Art and Design
一口メモ	全米・加 49 の美術デザイン専門大学の連合。加盟大学リストから各大学 HP へアクセスできる。
ホームページ	http://www.aicad.org/

◆オーストラリア

団体名	オーストラリア政府公式留学情報ウェブサイト
ホームページ	https://www.studyaustralia.gov.au/ja

◆ニュージーランド

団体名	ニュージーランド政府公式留学情報ウェブサイト
ホームページ	https://www.studyinnewzealand.govt.nz/jp/

◆フランス

団体名	フランス政府留学局 キャンパス・フランス日本支局
所在地	〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44 在日フランス大使館内
連絡先	【電話】 03-5798-6266 【FAX】 03-5798-6304
交通アクセス	地下鉄「広尾」駅から徒歩 7 分
一口メモ	フランス政府公式機関として設立。フランス留学に関する最新情報を提供している。
ホームページ	http://www.japon.campusfrance.org/ja

団体名	公益財団法人フランス語教育振興協会
所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-8-1 九段 101 ビル 6F
連絡先	【電話】 03-3261-9969 【FAX】 03-3239-3157
交通アクセス	地下鉄「九段下」駅から徒歩 5 分
一口メモ	フランス語やフランス文化の普及を目的に活動。在日フランス大使館指定の法定文書翻訳業者。
ホームページ	http://apefdapf.org/

団体名	アンスティチュ・フランセ
所在地	〒106-8514 東京都港区南麻布 4 丁目 11-44 フランス大使館内
連絡先	【電話】 03-5798-6000
一口メモ	フランス政府の公式文化機関で、日本におけるフランス語・フランス文化の普及に努めている。
ホームページ	http://www.institutfrancais.jp/

◆ドイツ

団体名	ドイツ学術交流会 東京事務所
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-56 ドイツ文化会館内
連絡先	【電話】 03-3582-5962 【FAX】 03-3582-5554
交通アクセス	地下鉄「青山一丁目」駅から徒歩 7 分
一口メモ	ドイツの大学が共同設置している機関。大学間における国際交流を促進する役割を担っている。
ホームページ	https://www.daad.jp/ja/

団体名	ゲーテ・インスティトゥート東京
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-56 ドイツ文化会館内
連絡先	【電話】 03-3584-3201 【FAX】 03-3586-3069
交通アクセス	地下鉄「青山一丁目」駅から徒歩 7 分
一口メモ	ドイツ政府の文化機関で、世界各地で文化活動を行っている。
ホームページ	https://www.goethe.de/ins/jp/ja/index.html

◆イタリア

団体名	イタリア文化会館東京
所在地	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-1-30
連絡先	【電話】03-3264-6011（代表） 【FAX】03-3262-0853
交通アクセス	地下鉄「九段下」駅から徒歩 10 分
一口メモ	日伊間の文化交流を振興する政府機関。国立の美術学院への入学手続きを担当している。
ホームページ	https://iictokyo.esteri.it/IIC_Tokyo/ja/

◆フィンランド

団体名	フィンランドセンター
所在地	〒106-8561 東京都港区南麻布 3-5-39
連絡先	【電話】03-5447-6037
交通アクセス	地下鉄「広尾」駅から徒歩 10 分
一口メモ	日本とフィンランドの学術・文化に関するプロジェクトのサポートを提供する機関。
ホームページ	http://www.finstitute.jp/ja/

◆オーストリア

団体名	オーストリア学術交流会 留学情報サイト
ホームページ	https://studyinaustria.at/en/

◆中国

団体名	駐日中国大使館 教育処
所在地	〒135-0023 東京都江東区平野 2-2-9
連絡先	【電話】03-3643-0305
ホームページ	http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/jyy/xxsj/zgrbjylqb/

団体名	一般社団法人日本青少年育成協会
所在地	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-46 ローベル神楽坂ビル 7F
連絡先	【電話】03-3269-8411 【FAX】03-3269-8414
交通アクセス	地下鉄「神楽坂」駅から徒歩 1 分
一口メモ	中国国家漢語水平考試委員会より委託を受けて日本における HSK 実施を担当している。
ホームページ	http://www.jyda.jp/index.php

◆韓国

団体名	公益財団法人韓国教育財団
所在地	〒108-0073 東京都港区三田 4-6-18 エムアンドエム 6F
連絡先	【電話】03-5419-9171 【FAX】03-5419-9172
一口メモ	韓国語能力試験、韓国語弁論大会、奨学金支給、在日韓国人教育者大会を主な事業としている。
ホームページ	http://www.kref.or.jp/top.html

13 国際センター紹介

世界を舞台に自分の可能性を求めてチャレンジする皆さんを大学は応援します。国際センターでは海外の美術系大学・大学院から直接取り寄せた資料を豊富に取り揃えており、短期留学から長期留学まで、専門スタッフが相談とアドバイスに応じます。知らない国で生活し勉強するのは大変なことです。出発前の学校選びや出発後の異文化適応への心構えなど、親身になって留学を支援する体制をとっています。お気軽に声をかけて下さい。

相模原キャンパス 1号館 1 階				杉並キャンパス 6 号館 1 階（国際交流ラウンジ内）							
事務取扱時間											
		月曜日～金曜日		土曜日				月曜日～金曜日		土曜日	
授業期間中		9:00～18:00		9:00～15:10		授業期間中		9:00～18:00		9:00～15:10	
休業期間中	夏期	9:20～17:10		取り扱い ません		休業期間中	夏期	9:20～17:10		取り扱い ません	
	冬期			9:20～15:10			冬期			9:20～15:10	
	春期						春期				
〒252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台 1900 電話：042-778-6627						〒166-8538 東京都杉並区和田 1-49-8 電話：03-5340-4645					
E メール：itn@venus.joshibi.jp											

◆国際交流ラウンジ 相模原キャンパス 10号館2階 杉並キャンパス 6号館1階	上記の事務取扱時間内に利用できます。
---	--------------------

14 海外留学に関する各種規程

海外留学生に関する規程（大学院・大学（芸術学部）・短期大学部共通）

（目的）

第1条 この規程は、本学学則に定める学生の海外留学について必要事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における海外留学（以下「留学」という）とは、外国において外国の大学等が開講する授業科目を履修することをいう。

2 前項の「外国の大学等」とは、学位授与権を有する正規の大学院・大学・短期大学及びそれらに相当する高等教育機関をいう。

（区分）

第3条 この規程における海外留学生とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 協定海外留学生： 本学と学術交流協定を締結している外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者

(2) 認定海外留学生： 本学が認定する前号以外の外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者

（留学期間）

第4条 留学期間は次の各号のいずれかとする。

(1) 夏期休業期間内又は春期休業期間内

(2) 4ヶ月以上1年以内

2 前項第1号に定める留学期間は、認定海外留学生には適用しない。

3 留学期間の始期は学長が許可した日本出国予定日の前後で直近の月初日とし、終期は学長が許可した日本帰国予定日の前後で直近の月末日とする。ただし、第1項第1号に定める留学期間の場合はこの限りではない。

（留学資格）

第5条 留学をする者は、次の第1号および第2号を満たさなければならない。

(1) 所属する研究領域、学科、専攻・領域またはコースから推薦が得られること。

(2) 留学後、本学にて学業を継続し学位を取得する意思があること。

（出願要件）

第6条 留学を希望する者は、次の各号のいずれかを満たさなければならない。ただし、第4条第1項第1号に定める留学期間による留学を希望する者はこの限りではない。

(1) 大学院博士前期課程又は同博士後期課程に在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として4単位以上を修得していること。ただし本学芸術学部を卒業した者については当該課程での在学期間を問わないものとする。

(2) 大学学部および短期大学部に在学する者は、当該課程に1学期以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。

（出願手続）

第7条 留学を希望する者は、所定の「海外留学許可願」に次の書類を添えて学長へ願出するものとする。

(1) 所属する研究領域、学科、専攻又はコースが発行する推薦書及び成績証明書

(2) 保証人の同意書

(3) その他本学が指定する書類

（留学許可）

第8条 留学は、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長が許可する。

（学籍）

第9条 留学期間中の学籍は「留学」とする。ただし、第4条第1項第1号に定める留学期間は除く。

（修業年限及び在学期間への算入）

第10条 留学期間は1年を限度に修業年限に算入する。

2 留学期間は大学学部においては2年、大学院博士前期課程、同博士後期課程及び短期大学部においては1年を限度に在学期間に算入する。

（留学中に修得した単位の認定）

第11条 留学期間中に修得した授業科目の単位のうち本学が教育上有益と認めるときは、学則に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定に関する事項は別に定める。

（履修上の特別措置）

第12条 外国の大学等との学事暦上の差異に基づく履修上の特別措置に関する事項は別に定める。

（留学期間の延長）

第13条 第4条第1項第2号に定める留学期間による海外留学生は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 第4条第1項第2号に定める留学期間による海外留学生で、かつ、大学院博士後期課程に在学する者は、前項による延長の後、さらに1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 留学期間の延長を希望する海外留学生は、原則として留学期間の終期の3ヶ月前までに留学期間延長願を学長へ提

出しなければならない。

4 留学期間の延長は、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長が許可する。

（留学の取消・中断）

第 14 条 海外留学生が次の各号に該当する場合、学長が留学の取消又は中断を決定する。

- (1) 留学の査証が認められない場合
- (2) 病気その他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) 学業成績不良で、成業の見込みがない場合
- (4) 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反した場合

（入国手続）

第 15 条 留学国入国に関する手続は、留学を希望する者の責任においてこれを行うものとする。

（留学終了手続）

第 16 条 海外留学生は、所定の留学期間を終了したときは、留学終了届、留学報告書、外国の大学等が交付する修了証明書又はそれに準ずる証明書及び本学が指定する書類を学長へ提出しなければならない。

（本学の学費）

第 17 条 留学期間中の本学の授業料、実習料、及び施設設備料、及び維持費に関する事項は別に定める。

（外国の大学等の検定料、入学料、授業料、その他費用）

第 18 条 外国の大学等における検定料、入学料、授業料、実習料、施設設備料、及び実験・実習・実技等で特別にかかる費用に関する事項は別に定める。

（規程の改廃）

第 19 条 この規程の改廃は、研究科委員会及び両教授会の議を経て理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

女子美海外留学奨学金規程（大学院・大学（芸術学部）・短期大学部共通）

（目的）

第 1 条 本奨学金は女子美術大学大学院、芸術学部及び女子美術大学短期大学部に在学する学生の海外留学を奨励することを目的とする。

（名称）

第 2 条 名称を女子美海外留学奨学金という。

（資格）

第 3 条 奨学金を受けることができる者は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部海外留学生に関する規程第 3 条に定める協定海外留学生又は認定海外留学生として留学する者とする。ただし、認定海外留学生授業料等減免者は除く。

（授与額）

第 4 条 奨学金の授与額は別表のとおりとし、原則として一括して授与する。

（申請）

第 5 条 第 3 条に該当し奨学金を希望する者は、所定の願書及び指定された書類に必要事項を記入し、所定の期日までに学長に提出するものとする。

2 引き続き奨学金を希望する場合は、年度毎に新たに申請しなければならない。

（選考と決定）

第 6 条 奨学生の選考は、国際交流委員会に諮り、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

（受奨者数）

第 7 条 受奨者の人数は別表のとおりとする。

（授与の取消）

第 8 条 受奨者が第 3 条の資格を欠くと認められた場合、学長は奨学金の授与の取消を決定する。

（返済義務の免除）

第 9 条 本奨学金は返済を要しない。ただし、第 8 条により奨学金の授与が取り消された場合、受奨者に既に授与された奨学金の返済を求めることができる。

（他の奨学金との関係）

第 10 条 本奨学金の受奨者が他の奨学金を受けることを妨げない。

（事務）

第 11 条 本規程による奨学生の選考に関わる事務は、国際センターグループが行う。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、国際交流委員会に諮り、研究科委員会及び両教授会の議を経て理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

	留学期間	授与額	受賞者数
大学院 芸術学部 短期大学部	4 ヶ月以上 1 年以内	甲地区 200,000 円	国際交流委員会の議を経て 決定する
		乙地区 140,000 円	
	夏期休業期間内または 春期休業期間内	甲地区 50,000 円	
		乙地区 35,000 円	

甲地区 北米、欧州

乙地区 甲地区以外

認定海外留学生授業料等減免規程（大学院・大学（芸術学部）・短期大学部共通）

(目的)

第 1 条 この規程は、認定海外留学生の授業料等を減免し、経済的負担を軽減することにより、海外留学を奨励・支援することを目的とする。

(資格)

第 2 条 授業料等減免の対象となる者は、女子美術大学・女子美術大学短期大学部海外留学生に関する規程第 3 条に定める認定海外留学生として留学する者で、かつ学業優秀と認められる者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 授業料等減免申請時点において留年歴のある者（ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。）

(2) 授業料等減免申請時点において休学中の者

(減免申請)

第 3 条 授業料等減免を希望する認定海外留学生は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

(1) 認定海外留学生授業料等減免申請書

(2) 所属する研究領域、学科、専攻又はコースが発行する推薦書及び成績証明書

(3) その他大学が特に必要とする書類

2 留学期間の延長が認められた場合であっても、延長期間に対する減免は行われない。

(選考と認定)

第 4 条 授業料等減免の対象となる認定海外留学生の選考は、国際交流委員会に諮り、研究科委員会又は教授会の審議を経た上で、学長の推薦に基づき、理事長が認定する。

(減免額および減免者数)

第 5 条 授業料等減免額および減免者の人数は、別表のとおりとする。

(減免の取消)

第 6 条 授業料等減免の認定を受けた認定海外留学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条に定める手続きを経て減免の認定を取り消すことができる。

(1) 第 2 条の資格を欠くと認められた事態が生じたとき

(2) 授業料等減免を受けた年度に退学したとき

(3) 学則に基づく懲戒による退学、停学又は訓告の処分を受けたとき

(4) 申請書及び調査票に虚偽の記載があったと判明したとき

(返還)

第 7 条 認定海外留学生が前条により減免の認定を取り消されたときは、既に減免した授業料を返還させることができる。

(他の学内奨学金との関係)

第 8 条 授業料等減免者は、女子美海外留学奨学金を受けることはできない。

(事務)

第 9 条 本規程による認定海外留学生の選考にかかわる事務は、国際センターグループが取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、国際交流委員会に諮り、両教授会及び研究科委員会の議を経て理事会が決定する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	留学期間	減免額	減免者数
大学院 芸術学部 短期大学部	4ヶ月以上 1年以内	留学期間の学費から在籍料（授業料の 4分の1相当額）を除いた金額	春期派遣2名、秋期派遣2名 を上限とする

2020年11月11日

芸術学部教授会

短期大学部教授会

大学院研究科委員会

学生の海外渡航に関する危機管理ガイドライン

1. 対象者

本学に在籍している学生（留学生を含む）

2. 海外渡航に関する危機管理ガイドライン

外務省 危険情報および感染症危険情報カテゴリー			女子美術大学 渡航可否・対応内容
レベル1	十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	【渡航予定】 渡航予定者に対する注意喚起 【滞在中】 滞在者に対しての注意喚起
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	【渡航予定】 原則として渡航禁止 海外留学プログラムおよび海外研修は中止を基本方針とする 【滞在中】 原則として滞在者は帰国、またはレベル1以下の国・地域に移動 ただし、滞在の延期が必要な場合は、事前に協議の上、学長の承諾を得る
レベル3	渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 滞在者は早急に帰国、またはレベル1以下の国・地域に早急に移動
レベル4	退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 滞在者は即刻帰国、またはレベル1以下の国・地域に即刻移動

学費納付に関する内規（抜粋）

（学費）

第 2 条 学費とは、授業料、実習料、施設設備料をいう。

（留学の場合の学費）

第 8 条 海外留学生に関する規程第 16 条に定める協定海外留学生および認定海外留学生の学費は在学する者の学費と同額とし、留学期間中の学費を徴収する。ただし、認定留学生の学費のうち、実習料は免除する。

2 海外留学生に関する規程第 17 条に定める留学生の学費は当該外国大学の定めるところによる。

（修業年限を超えて在学する者の学費）

第 10 条 修業年限を超えて在学する者の学費は当該卒業及び修了年次の授業料の 30 分の 1 を 1 単位あたり履修料として、履修単位数に応じて徴収し、併せて施設設備料、維持費の 3 分の 1 を徴収する。ただし、協定海外留学する学生の学費については、第 8 条第 1 項の規定を適用する。なお、海外留学生に関する規程第 14 条第 2 号に基づいて留学を中断した場合は、理事長の承認を得て学費を減免することができる。

付 則

この内規は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。